

「新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見募集の実施について」への意見一覧
(証券化)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	第1条 第2号 (定義)	17年3月31日公表 別紙5(内部格付手法) 項番38によれば、本条第2号の「証券化取引」における但書きは標準的手法には適用されないこととなっているが、標準的手法についても、「証券化取引」か否かの判断の一要素として但書きの適用を認めて頂きたい。	標準的手法においては、そもそも特定貸付債権の定義が存在しないことから、標準的手法においては「原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引」が証券化取引の定義になります。 なお、内部格付手法において特定貸付債権に該当するエクスポージャーの標準的手法における取扱いについては、証券化取引の定義等に照らして判断することになりますが、具体的な判断基準については、その必要性も含め、今後検討していく予定です。
2	第1条 第66号 (信用補完機能を持つI/Oストリップ)	証券化のオリジネーターが、サービサーを兼務することから生じる回収サービス権については、信用補完機能を持つI/Oストリップに含まれないという理解でよいか。	バーゼルⅡでは、信用補完機能を持つI/Oストリップとして、将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受け取る権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたものが想定されています。 従って、サービサーを兼務することから生じる回収サービス権については、将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受け取る権利に該当するものと考えられることから、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたものである限りにおいては、信用補完機能を持つI/Oストリップに含まれることとなります。

3	第1条第76号 (コントロール型の早期償還条項)	<p>①同号ロにおいて「毎月の初めにおける銀行及び投資家の未収債権の残高の割合に応じて」とあるが、実務上むしろ月中で分散されているのが通例であり、月初と限定する合理的根拠は認められない。</p> <p>②早期償還とは原資産のパフォーマンスの一定以上の悪化を契機として返済ペースを当初計画より増すことによって投資家保護を図るものであり、それ故、同号ハに謳われているように債務総額の90%が償還済みまたはデフォルトした時点以降に開始が想定される早期償還条項は実務上存在しない。パーゼルⅡの paragraph 548(c)は、早期償還の開始時における債務総額の少なくとも90%が当該早期償還期間中に償還される(またはデフォルトする)と目するのに十分な期間を設定するように求めているように解されるのではなかろうか。</p>	<p>①御指摘を踏まえ、見直し後規制案第1条第76号ロを以下のように修正致します。</p> <p>旧：…毎月の<u>初め</u>における… 新：…毎月の<u>一定時点</u>における…</p> <p>②御指摘を踏まえ、見直し後規制案第1条第76号ハを以下のように修正致します。</p> <p>旧：早期償還の開始<u>時期</u>は、当該開始時点において証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償還済み又はデフォルトしたものと認識される<u>日以降</u>に設定されること。 新：早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償還又はデフォルトしたものと認識される<u>のに十分な程度の長期</u>に設定されること。</p> <p>また、上記の修正に伴い、第1条第76号ニについても、以下のように修正致します。</p> <p>旧：<u>早期償還の開始前における償還額は、実行日からハに定める日までの期間において均等に償還を行う場合の額を上回ってはならない。</u> 新：<u>ハに定める期間内のいずれの時点においても、未償還残高は、当該期間において均等額の償還を行った場合の未償還残高を下回ってはならない。</u></p>
4	第5条第1項第4号 (基本的項目)	<p>証券化取引において証券化エクスポージャーを譲渡することにより発生する売却益は、各金融機関の対顧サービス・商品開発力等を反映した原資産の金利水準と、証券化取引の組成能力や投資家とのデューデリジェンス等を通じた証券化エクスポージャーの金利水準の差額(いわゆる、金利スプレッド)並びに審査、期中管理体制を含めた期中管理の巧拙等により太宗が決まることから、「証券化取引により増加した自己資本」を一律に自己資本控除とした場合、これらの能力に長けた金融機関ほど、後年に亘って多額の自己資本控除を強いられるため、競争原理に反する不公正な規制内容になると考えられる。</p>	<p>証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額の取扱いに関しては、17年3月31日公表別紙6(証券化)項番6及び別添を御参照下さい。</p> <p>証券化取引において金融機関が当該証券化案件の期中において将来收受することが予定されている利益については、期首の時点において当該金融機関の損失のバッファーとならないことに鑑み、自己資本から控除されることとなります。</p>

		<p>また、わが国における会計慣行に基づき通常認識される売却益については、上記金利スプレッドから優先部分の損失のバッファーとして見込まれる信用リスク部分は予め控除し、オリジネーターの損失のバッファーとして見込まれる部分、すなわち将来において実現する可能性の極めて高い金利差額のみを計上することが実務における一般的な取扱いである。</p> <p>会計と自己資本比率規制においては、それぞれの保守性について異なる可能性があるため、証券化取引時点で会計上認識した売却益を一律に自己資本へ算入することを求めるものではないが、反対に過度に保守的な取扱いは、金融機関のリスク管理の高度化に対するインセンティブを削ぐだけでなく、国際競争力維持の観点からはわが国の金融機関の相対的な地位低下等、非常に大きな負の影響が懸念される。</p> <p>従って、証券化の実行時点で計上される売却益の大方の金額が、単に「証券化によって増加した」ものと一括りにできない取引の存在も考慮して頂いた上で、「証券化取引により増加した自己資本」の定義記載と、今後のガイドラインや解釈集等の策定において定義明確化に向けた検討を要望する。</p>	
5	第 246 条 (証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)	<p>17 年 3 月 31 日公表 別紙 6 (証券化) 項番 8 に関連して、本規定が適用される以前に実行された証券化案件について、証券化により増加した自己資本の額や信用補完機能を有する 1/0 ストリップスについて、これらのうち金額的に重要性がないものについては、計算を免除する旨の追加を要望する。</p>	<p>見直し後規制案第 8 章は、証券化実行時点や金額の多寡を問わず、当該金融機関が保有する全ての証券化エクスポージャーに対し適用されます。従って、「証券化により増加した自己資本の額」や「信用補完機能を有する 1/0 ストリップス」の額に関してのみ、金額的に重要性がないといった理由で信用リスク・アセットの計算を免除することは基本的に予定していません。</p>
6	第 248 条 (原資産の信用リスク・アセット)	<p>同条第 1 項第 2 号イにおいて銀行が有効な支配権を有する要件として、当該原資産の買戻権を有していることが定められているが、同号において求められている弁護士意見書上、倒産隔離の構成要件の一つとしてその買戻し比率の妥当性について言及されていれば買戻権の有無を別途問う必要はないのではないか。</p>	<p>見直し後規制案第 248 条第 1 項第 2 号においては、バーゼルⅡを踏まえ、金融機関が資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合に、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出することを要しない要件の一つとして、当該金融機関が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、当該金融機関の倒産手続等においても当該金融機関の債権者の支配権が及ばないよう原資産が法的に当該金融機関から隔離されていることを、少なくともその状態についての適切な弁護士等による意見書を具備するこ</p>

			とを通じ、求めています。従って、弁護士意見書の存在のみによって、当該金融機関が原資産に対して有効な支配権を有していないとはいえません。
7	第 248 条 第 1 項 第 7 号 (原資産の信用リスク・アセット)	「契約外の信用補完等を提供していないこと」は、パーゼルⅡのパラグラフ 563 における「暗黙の支援（金融機関が、証券化商品に対して暗黙の支援を提供する場合には、最低限、その証券化取引に関わるすべてのエクスポージャーに対して、それが証券化されていないとした場合の自己資本を保有しなければならない。）」に対応すると考える。また、第二の柱パラグラフ 790 から 794 において「暗黙の支援」の判明が複数回に及ぶと、違反行為の開示、当局による追加措置を受けるなど、厳しい規則が課せられている。金融機関としては、証券化エクスポージャー認定を行なう上で「暗黙の支援」の判断を慎重に行う必要があると考えているが、他方で、現在の慣行の中、どのようなケースにおいて「暗黙の支援」と認定されるのか判断が難しい面がある。告示には馴染まないかもしれないが、何らかの暗黙のサポートについてのガイダンスは必要であると考えており、ガイダンス制定においては民間の意見交換の場を設けて頂くなどにより、実務や慣行を十分に配慮して頂くことを要望する。	御指摘を踏まえ、今後の運用について検討致します。
8	第 249 条 第 7 項 第 2 号 (標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)	無格付の証券化エクスポージャーが「投資適格以上に相当すると認められる」といった判断はどのように行えばよいのか明確にして頂きたい。	見直し後規制案第 249 条第 7 項第 2 号の規定は、ABCP プログラムに対し提供される無格付の証券化エクスポージャーが、原資産のリスクや劣後部分の厚み等から、「投資適格以上に相当する」ものとして内部管理されていることを求めるものです。解釈集等による当該規定の更なる明確化については、その必要があるか否かも含め、今後検討していきたいと考えています。
9	第 249 条 (標準的手法における証券化エクスポージャーに対す	標準的手法採用行がオリジネーターとして証券化取引を行う場合に、原資産に対する信用リスク・アセットを算出することを認めるか、内部格付手法の場合と同様に自己資本控除額に上限を設けることで、所要自己資本が増加することのない措置を講ずるのが妥当と考える。	標準的手法における原資産の所要自己資本は、当局が設定したリスク・ウェイトを一律に適用したものにすぎず、個別の原資産のリスク特性を適切に反映したものでないといえます。こうした標準的手法における原資産の所要自己資本を証券化商品に係る所要自己資本の上限とすることは、リスクをよりの確に反映した所要

	る信用リスク・アセット)		<p>自己資本を求めるよう努めている今回の自己資本比率規制見直しの趣旨に必ずしも整合的でないほか、金融機関が原資産のリスクに関するデータを蓄積し、より精緻なリスク計測を行うとする金融機関のインセンティブを損なうおそれがあります。</p> <p>しかしながら、信用リスク管理の精緻化・高度化を図りつつも、わが国における証券化取引実務に過度な負担とならないよう配慮する見地から、現行規制を上回る所要自己資本となる証券化取引については、主要なリスクが移転していないものとして、少なくとも現行規制と同程度の所要自己資本を求めるに留める取扱いについて、これを時限的な措置とすべきかどうかも含めて、現在検討を進めています。</p>
10	<p>第 249 条 (標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット) 第 256 条 (外部格付準拠方式)</p>	<p>証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの算出に当たり標準的手法および内部格付手法における格付準拠方式に拠る場合に、標準的手法に係る 49 条の規定(依頼格付、非依頼格付の区別)を準用するのは妥当ではないと考える。また、依頼・非依頼の別によって格付の基準または品質が異なると認められる外部格付機関については、適格格付機関として認定すべきではなく、一方で、適格格付機関として認定された格付機関による外部格付については、依頼・非依頼の区別なく使用を認めることが適当と考える。</p>	<p>バーゼルⅡの原則に従い、企業等に格付の取得を依頼する圧力が掛かる可能性に鑑み、基本的には非依頼格付の使用を認めないことが適当と考えていますが、証券化エクスポージャーに対する格付に限ってはそれ以外のエクスポージャーに対する格付とは異なった性格を有するとも考えられるため、その取扱いにつき今後、市場参加者との議論を踏まえ、検討していきたいと考えています。</p>
11	<p>第 254 条 第 2 項 (信用リスク・アセットの計算手法)</p>	<p>当該条項の準用する規定は、「第二百四十九条第二項及び第五項」ではなくて、「第二百四十九条第二項乃至第五項」として頂きたい。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、見直し後規制案第 254 条第 2 項を以下のように修正致します。</p> <p>旧：第二百四十九条第二項及び第五項の規定は… 新：第二百四十九条第二項から第五項までの規定は…</p>
12	<p>第 256 条 第 2 項</p>	<p>外部格付を有する証券化エクスポージャーを裏付資産とする、無格付証券化エクスポー</p>	<p>見直し後規制案第 256 条第 2 項に規定されている「推定格付」は、裏付資産を「参照証券化エ</p>

	(外部格付準拠方式)	<p>ジャーについて、優先部分のエクスポージャーは裏付資産と同等（複数の外部格付を有する場合には最も保守的となる外部格付）の格付を推定格付とみなしてもよいと考えられる。</p>	<p>クスポージャー」とみなして付与するものでなく、無格付の証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するものを「参照証券化エクスポージャー」として付与するものです。従って、無格付の証券化エクスポージャーが優先であるか否かを問わず、裏付資産と同等の適格格付機関の付与する外部格付を推定格付とみなすことはできません。</p>
13	<p>第 262 条 （裏付資産の加重平均 LGD (LGD)） 第 170 条 第 2 項 （適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）</p>	<p>第 170 条第 2 項によれば、内部格付手法採用行が証券化エクスポージャーの各裏付資産に対して LGD=45% を適用することは可能と考えられるが、その結果、第 262 条第 1 項の算式上の <u>LGD</u>（裏付資産の加重平均 LGD）にも 45% が適用可能との理解でよいか。</p>	<p>見直し後規制案第 170 条第 2 項は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出方法を規定したものにすぎず、当該規定から第 262 条第 1 項の算式上の <u>LGD</u> を 45% とすることはできません。適格購入事業法人等向けエクスポージャーが裏付資産である証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、第 257 条に規定された指定関数方式を用いて算出する場合、デフォルト・リスク相当部分と希薄化リスク相当部分の各々について指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出した上で、両部分の信用リスク・アセットの額を合計することを通じ、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを算出する必要があります。従って、第 170 条第 2 項に基づき、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の LGD を 45% とした場合、当該 LGD 値はデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出に限り用いることができますが、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出には、第 172 条第 3 項に基づき LGD を 100% とする必要があります。</p> <p>なお、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合は、第 173 条第 5 項の規定に基づき、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出することとなります。</p> <p>上記に関連して、見直し後規制案第 173 条第 4 項及び第 5 項を以下のように修正致します。</p> <p>旧：4 購入債権の信用リスク又は希薄化リスク・ 5 購入債権の信用リスク又は希薄化リスク・ただし、信用リスク削減手法が信用</p>

			<p>リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について…(算式中)…(デフォルト・リスクに係る第二百六十九条第一項に定めるLGD)</p> <p>新：4 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスク…</p> <p>5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスク…ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について…(算式中)…(デフォルト・リスクに係る第二百六十九条第一項に定めるLGD)…</p>
14	第269条第1項 (内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い)	最終文を修正し、『(前略)「標準的手法採用行」あるいは「基礎的内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。』として頂きたい。	<p>本条項は、証券化エクスポージャーに対して用いることのできる信用リスク削減手法の内容が、事業法人等向けエクスポージャーに対して基礎的内部格付手法が用いることのできる信用リスク削減手法と同様であることを定めるための規定です。この点を明確化することを企図して、以下のように見直し後規制案第269条第1項を修正致します。</p> <p>旧：<u>第六章第五節第三款及び第一百五十四条第一項、第三項及び第四項の規定は、…</u></p> <p>新：<u>第一百五十四条第一項、第三項及び第四項並びに第一百五十六条第三項及び第四項並びに第一百五十七条第一項、第三項及び第四項の規定は、…</u></p>